



募 集 要 項

愛知県公共土木施設防災安全協定に係る協定業者の募集について（お知らせ）

令和6年12月6日

愛知県豊田加茂建設事務所長

今般、当事務所におきましては、令和7年度から令和9年度の期間に見出しの協定を締結していただく業者を公募型プロポーザル方式により特定するため、参加者を募集します。

つきましては、このプロポーザルに参加を希望される業者は、この募集要項に基づき必要書類を提出してください。

1 協定の概要

（1）目的

本協定は、台風、豪雨、地震等の災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合並びに障害物や積雪等により交通渋滞や事故等が発生するおそれのある場合に、愛知県建設局及び都市・交通局が管理する公共土木施設について、以下の業務等により、二次災害の防止や迅速な災害活動の実現等に努め、もって県民の安全の確保を図ることを目的としています。

- ①巡視業務 ②災害応急工事 ③緊急維持修繕工事等 ④道路雪氷対策業務

（2）業務の概要

① 巡視業務

巡視の基準及び巡視業務の概要は次表のとおりです。

項目	道路	河川	砂防		下水道管路	
巡回を行ふ基準	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の 8:45～17:30 に震度 4 の地震が発生したとき 勤務時間外（平日の 17:30～8:45、及び行政機関の休日）に震度 4 の地震が発生したとき（※） 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 豪雨等により広域的に被害が発生したとき 地震・豪雨等による被害が相当規模発生するおそれがあると甲が判断したとき 雨量等による通行規制を解除しようとするとき アンダーパスが冠水するおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 巡視対象河川の水位が「出動水位」又は「出動水位相当」に達したとき、又は達したと予想されるとき 「高潮に関する水防警報（出動）」が発令されたとき 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 津波の来襲があったとき 地震・豪雨等による被害が相当規模発生するおそれがあると甲が判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 地震・豪雨等により多大な施設被害や土砂災害が発生していると甲が判断したとき 		<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間内の 8:45～17:30 に震度 4 の地震が発生したとき 勤務時間外（平日の 17:30～8:45、及び行政機関の休日）に震度 4 の地震が発生したとき（※） 震度 5 弱以上の地震が発生したとき（※） 豪雨等により広域的に被害が発生したとき 地震・豪雨等による被害が相当規模発生するおそれがあると甲が判断したとき 	
項目	道路	河川・海岸	砂防		下水道管路	
巡回業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 車中から路面を中心に目視することを基本とし、必要に応じて徒步や無人航空機により状況を把握する 異常を認めたとき（アンダーパスの冠水深が規制基準を超えたときを含む）は速やかに報告し、指示により通行規制等必要な措置を講ずる 3 時間以内に業務を完了することを目途とする（被害が激甚な場合やアンダーパスが冠水するおそれがある又は冠水した場合はこの限りでない） 	<ul style="list-style-type: none"> 巡視を行う基準の事象に関する危険がなくなったと判断されるまで概ね 2 時間ごとに巡視・点検を行う（地震及び津波は 1 回程度） 巡視は、目視又は無人航空機により堤防、洪水流、河川海岸管理施設、高水敷、堤内地の浸水、水防作業、区域内工事の状況等を把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 二次災害のおそれがないと判断された後に主に人命にかかる施設や土砂災害発生箇所を巡視対象に定め、目視又は無人航空機により状況を把握する 巡視・点検の内危険が伴う行為は極力避けること 		<ul style="list-style-type: none"> 車中から路面状況を目視することを基本に、必要に応じて徒步や無人航空機により状況を把握する。 異常を認めたときは速やかに報告する 3 時間以内に業務を完了することを目途とする（被害が激甚な場合はこの限りでない） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> （※）甲から乙への指示がなくても、自主的に巡視点検を行う。（それ以外は、甲から乙への指示があった場合、巡視点検を行う。） 巡視を行う基準の震度は、受け持ち工区の市町村における震度を対象とする。 巡視を行う基準及び業務において、巡視者の安全が確保できない場合は、この限りでない 津波により浸水するおそれがある地域に巡視対象がある場合は津波注意報等が解除され安全が確保された後直ちに点検する。 ただし、津波警報から津波注意報に切り替わり、巡視が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは点検することができる。 					

② 災害応急工事

災害に際し、緊急に機能回復又は障害を除去しなければ県民の生活や災害活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に、所長からの依頼により実施していただく必要かつ最低限の工事です。

なお、災害応急工事を実施したときは、その都度、すみやかに工事請負契約を締結します。

③ 緊急維持修繕工事等

愛知県建設局及び都市・交通局の管理する道路、河川等の公共土木施設の維持修繕工事で緊急を要しかつ小規模な工事及び甲の管理する公共土木施設で緊急に対応が必要な業務（①及び④の業務を除く）を通常の契約の締結に代えて所長からの依頼により実施していただくものです。

以下の条件を満たすものとなります。

ア 緊急を要する工事で、次のいずれかに該当するもの。

- ・住民に著しい不便を与えるもの。
- ・事故を誘発するおそれがあるもの。
- ・住民生活に不安全感を抱かせるもの。

イ 当該施設の著しい価値効用の増加、位置及び形状等の変更を伴わないもの。

ウ 1件の請負代金額が250万円未満（消費税込）のもの。

④ 道路雪氷対策業務

愛知県建設局及び都市・交通局が管理する道路の積雪又は路面凍結による立ち往生車両やスリップ事故等を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するための業務を、必要な都度、所長からの依頼により実施していただくものです。

業務内容は主に以下のとおりです。

ア 凍結防止剤人力散布業務

凍結した路面または凍結のおそれのある路面に凍結防止剤を人力により散布します。

イ 凍結防止剤機械散布業務（散布機を所持する業者に限る）

凍結した路面または凍結のおそれのある路面に凍結防止剤を散布機により散布します。

ウ 除雪業務（除雪機械を所持する業者に限る）

路面の積雪を機械により除雪します。

⑤ その他

ア 本協定に基づく業務に関連する防災訓練に可能な限り参加していただきます（無償）。

イ 想定される大規模地震、激甚な風水害等に対応したマニュアル（連絡連携体制等）作成に協力していただきます。

ウ 保有する資機材等の調査に協力していただきます。

エ 標章、緊急通行（輸送）車両確認証明書の適切な取り扱いに努めていただきます。

（3）業務の場所と対象施設

別紙「工区表・工区図」に示すとおり。なお、協定業者には、協定を締結した工区に隣接する工区を相互支援工区として補佐していただきます。

その他、協議により協定を締結した工区以外の箇所について業務を依頼することがあります。

また、協定期間中において公共土木施設が新たに完成した場合は、供用開始の告示を以って当該施設が存する工区の協定業者の業務対象施設に編入されるものとします。

(4) 協定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

(5) 公共工事の受注に係る優遇策に関すること

- ① 本協定は、経営事項審査で定める「他の審査項目 防災活動への貢献の状況(W3)」の算定対象となります。
- ② 本協定は、愛知県が発注する総合評価落札方式競争入札の評価項目「防災協定等に基づく協定締結及び活動実績の有無」の防災協定とみなされます。

2 応募資格

(1) 応募される方は以下の全ての条件を満たす必要があります。

- ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、土木工事業について一般又は特定建設業許可を受けていること。
- ② 令和5年度及び令和6年度の愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿に登載されている営業所が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が愛知県豊田加茂建設事務所管内にあり、当該営業所で土木工事業を営んでいること。
- ③ 令和6年度及び令和7年度の愛知県建設局・都市・交通局及び建築局における入札参加資格の認定において、認定された土木工事業の総合点数が700点以上であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 公募型プロポーザル参加表明書の提出日から技術提案書を特定した旨の通知までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 公募型プロポーザル参加表明書の提出日から技術提案書を特定した旨の通知までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、

更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつた者とみなします。

- ⑧ 愛知県建設局及び都市・交通局が発注した土木工事業に係る工事のうち、過去2か年度(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)に完了・引き渡した工事の実績がある場合においては、当該工事に係わる工事成績評定点の平均点が60点以上であること。

(2) 応募単位

- ① 別紙「工区表・工区図」に示す工区に対して、任意に各々応募できるものとします。なお、審査は工区ごとに業務遂行レベル、事業所（活動拠点）の所在地の審査を行います。

3 参加手続き等について

(1) 作成要領の配布

令和6年12月6日（金）から令和7年1月10日（金）まで、この募集要項を掲示しているWEBサイトに「愛知県公共土木施設防災安全協定に関する参加表明書・技術提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」を掲載します。

(2) 参加表明書（様式第1）及び技術提案書（様式第2）の提出

(2) - 1 紙面での提出の場合

- ① 【様式第1】、【様式第2】、添付資料の順にホッチキス又は紐綴じとし、1部を提出してください。
② 封書の表に「愛知県公共土木施設防災安全協定に関する参加表明書・技術提案書在中」を明記の上、令和7年1月10日（金）までに持参または書留郵便により「8 連絡先」に記載のところに提出してください。（郵送の場合、提出期間内に必着）

(2) - 2 電子メールでの提出の場合

- ① 【様式第1】、【様式第2】、添付資料を電子メールに添付の上、「8 連絡先」に記載のメールアドレスに送付してください。
② 電子メールの件名は「愛知県公共土木施設防災安全協定に関する参加表明書・技術提案書（貴社名〇〇〇）」と記載してください。
③ 電子メール送信後、受け取り確認のため担当課までお電話ください。県において電子メールの受信確認ができない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかつたものとみなします。
④ 添付ファイルの大きさは、15Mb以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。

(3) 技術提案書等に対する質問の受付及び回答

- ① 提出期間 令和6年12月9日（月）から12月20日（金）まで（休日を含まない。）
② 提出場所 「8 連絡先」に示すところ（総務課経理グループ）
③ 提出方法 作成要領に定める様式により、電子メールにて提出してください。
その際、電子メールの件名は【防災安全協定に関する質問_〇〇株式会社】として

ください。

- ④ 回答方法 令和6年12月27日（金）から令和7年1月10日（金）まで、
この募集要項を掲示しているWEBサイトに回答を掲載します。

URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toyotakamo-kensetsu/bosaikyotei-bosyu.html>

4 技術提案書の審査

（1）評価要素

以下の各要素について評価を行います。

また、技術提案書に記載された内容については、自然条件等により不測の事態に陥った場合を除き、その履行を約束するものとします。

- ① 業務遂行能力（従業員及び専門スタッフの状況、保有機械等の状況、資機材の保有状況、業務遂行レベル）
- ② 地域性（事業所（活動拠点）の所在地）
- ③ 危機管理姿勢（災害への備え等）
- ④ これまでの貢献度（防災協定等の実績等）

（2）協定業者の決定方法

工区毎に複数応募があった場合、もっとも優れた技術提案書を特定し、特定した技術提案書を提出した者と協定を締結します。応募が1者であった場合、当該応募者と協定を締結することを基本としますが、技術提案の内容によっては、協定を締結しない場合があります。

（3）複数工区に応募した者の取扱い

第1優先希望工区から順に評価を行います。第1優先希望工区決定後の第2優先希望工区の評価は、業務遂行能力を減じて行います。第3優先希望工区以降も同様となります。

（4）その他

技術提案書の内容に著しい不備がある場合には、無効とすることがあります。

5 技術提案書の非特定理由の説明

- （1）参加表明書を提出した者のうち、技術提案書を特定しなかった者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知します。

- （2）（1）の通知を受けた者は、愛知県豊田加茂建設事務所長に対して非特定理由について、書面（様式第6）により説明を求めることができます。

- ① 提出期限 非特定理由を通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）

- ② 提出場所 8連絡先に示すところ（総務課経理グループ）

- ③ 提出方法 郵送または持参、電子メールも可とする。

- （3）愛知県豊田加茂建設事務所長は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し、書面により回答します。

6 協定の解除について

- (1) 協定期間については3年間としますが、初年度及び二年度目において、入札参加資格、履行状況等を評価した上で、協定継続の意向確認をします。また、協定継続が困難な場合には、協議の上、協定を解除します。
- (2) 協定締結後、正当な理由なく協定を履行しなかった場合、及び愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、協定を解除することができます。協定を解除した場合、建設局・都市・交通局及び建築局における総合評価落札方式における評価及び建設工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の実績の対象外とします
- (3) 協定期間中、協定の解除により協定業者に欠員が生じた場合、再度公募を行うことを原則としますが、残協定期間又は規模等を勘案し、隣接工区協定業者等との協議により協定を締結することができます。

7 その他

参加表明書及び技術提案書の作成、提出等に関する一切の費用は応募者の負担とします。

8 連絡先

〒471-0861 豊田市常盤町3-28

愛知県豊田加茂建設事務所 総務課 経理グループ

TEL 0565-35-9313

FAX 0565-35-1648

E-mail : toyotakamo-kensetsu-keiri@pref.aichi.lg.jp

9 スケジュール（予定）

- (1) 令和6年12月9日（月）～12月20日（金）技術提案書等に対する質問受付
- (2) 令和6年12月10日（火）13：30～ 技術提案書等に関する説明会
(豊田加茂建設事務所1階大会議室)
- (3) 令和6年12月27日（金）～令和7年1月10日（金）質問回答書掲載
- (4) 令和6年12月9日（月）～令和7年1月10日（金）参加表明書・技術提案書受付
- (5) 令和7年2月中旬 技術提案書審査
- (6) 令和7年2月下旬 技術提案書の特定通知
- (7) 令和7年3月下旬 協定締結
- (8) 令和7年4月1日 協定期間開始

愛知県公共土木施設防災安全協定に関する参加表明書・技術提案書 作成要領

愛知県豊田加茂建設事務所

参加表明書及び技術提案書の作成にあたっては、以下の要領で作成してください。

1 参加表明書・技術提案書

(1) 様式等

- ① 参加表明書は【様式第1】により、技術提案書は【様式第2】により作成してください。
- ② 用紙の大きさは、各様式ともA4版縦使い横書きとします。
- ③ 添付書類等は、A4版縦使い横書きとします。

(2) 提出方法

(2) - 1 紙面での提出の場合

- ① 【様式第1】、【様式第2】、添付資料の順にホッチキス又は紐綴じとし、1部を提出してください。
- ② 封書の表に「愛知県公共土木施設防災安全協定に関する参加表明書・技術提案書在中」を明記の上、令和7年1月10日（金）までに持参または書留郵便により提出してください。（郵送の場合、提出期間内に必着）

(2) - 2 電子メールでの提出の場合

- ① 【様式第1】、【様式第2】、添付資料をメールに添付の上、「3 提出先」に記載のメールアドレスに送付してください。
- ② メールのタイトルには「愛知県公共土木施設防災安全協定に関する参加表明書・技術提案書（貴社名〇〇）」と記載してください。
- ③ 電子メール送信後、受け取り確認のため担当課までお電話ください。県において電子メールの受信確認ができない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかつたものとみなします。
- ④ 添付ファイルの大きさは、15Mb以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。

2 質問書

- (1) 技術提案書等に対する質問は【様式第3】により、令和6年12月20日（金）までに電子メールにて提出してください。令和6年12月27日（金）までに電子メールにより回答します。

その際、電子メールの件名は【防災安全協定に関する質問_〇〇株式会社】としてください

- (2) 上記の質問に対する回答は、令和6年12月27日（金）から令和7年1月10日（金）まで、この募集要項を掲示しているWEBサイトに掲載します。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toyotakamo-kensetsu/>

bosaikyotei-bosyu.html

3 提出先

〒471-0861 豊田市常盤町3-28

愛知県豊田加茂建設事務所 総務課 経理グループ[°]

TEL 0565-35-9313

FAX 0565-35-1648

E-mail : toyotakamo-kensetsu-keiri@pref.aichi.lg.jp

様式第1（参加表明書）

令和 年 月 日

愛知県豊田加茂建設事務所長 殿

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名

〔〇〇〇〇許可（－）第 号
土木工事業の総合点数 点〕

愛知県公共土木施設防災安全協定に係る公募型プロポーザルへの参加について

下記業務工区について、愛知県公共土木施設防災安全協定に係る公募型プロポーザルへの参加を希望し、協定業者の選定に関わる技術提案書（様式第2）を提出します。
なお、提出資料に記載の内容は事実に相違ありません。

記

1. 応募工区

第1希望 第2希望 第3希望

工区 番号			
----------	--	--	--

*複数工区応募可能、ただし、左から順に優先希望工区を記すこと。

2. 連絡先

- ①担当者名
- ②部・課名
- ③電話番号
- ④ファクシミリ
- ⑤E-mail

愛知県公共土木施設防災安全協定業者の選定に関する技術提案書

●応募工区

工区

1 従業員及び専門スタッフの状況 [配点16点]

従業員及び専門スタッフの状況 [配点16点]

従業員（注1）	[配点8点](人)
オペレーター等有資格者（注2）	[配点8点](人)

注1：常時雇用している従業員であり、入札参加資格者審査に届け出た常勤職員数以内とします。なお、複数の営業所がある場合は、応募工区の活動拠点に配備可能な人数とすること。

注2：オペレーター等有資格者とは、以下の重機等を操作する技能を有する者とする。

- ① ショベル系掘削機（小型含む）
- ② 移動式クレーン（吊り上げ能力3t以上）
- ③ 大型・けん引自動車運転手

注3：オペレーター等有資格者数の根拠として、操作に必要な運転免許証、技能講習修了証等の写しを添付すること。

2 保有機械の状況 [配点8点]

ブルドーザ 3t以上 (台) 配点2点	ショベル系 掘削機 (台) 配点2点	トラクターショベル 0.4m ³ 以上 (台) 配点2点	ダンプ トラック 2t以上 (台) 配点1点	移動式クレーン 吊り上げ能力 3t以上 (台) 配点1点

注1：車検証などの証明書類を添付すること。

注2：評価の対象は、「5 事業所（活動拠点）」に示す場所または応募工区内に配備されており、速やかに被災現場に回送が可能なものとする。

注3：リースの場合は、リース契約書等を添付すること。なお、リース期間は1年以上とし、注2に規定する条件を満たしているものを対象とします。（必要時に借り受けれるリース契約は対象外）

注4：下請け企業（協力企業）の所有、または他の元請け企業及び下請け企業との共有主義による保有、リースは認めません。

様式第 2

3 資材の保有状況〔配点 8 点〕

敷鉄板 10 枚以上 配点 2 点	土 砂 30m ³ 以上 配点 2 点	碎石類 5m ³ 以上 配点 2 点	ブルーシート 10 枚以上 配点 1 点	土のう袋 大型・小型 各 20 袋以上 配点 1 点
保有 有・無	保有 有・無	保有 有・無	保有 有・無	保有 有・無

注 1：保有状況については、保存場所を「4 業務遂行レベル」の位置図に記載しその写真を添付すること。

注 2：保有資材は自社保有のものとするが、敷鉄板のみリース材についても、緊急時に継続使用できる場合には評価します。（必要時に借り受けるリース契約は対象外）

注 3：応募工区での活動拠点に配備可能な数量とすること。

様式第 2

4 業務遂行レベル[配点8点]

希望する工区ブロックにおいて、出動基準に達した場合、あるいは県から出動の要請があった場合には、巡視・点検、通行規制の措置、県への連絡、その後、県からの依頼によって応急復旧対応を行っていただきます。この場合、貴社が使用可能な、機械、資材、オペレーターの数、等を勘案して、可能な対応策（①巡視・点検など、②巡視・点検、通行規制の措置に加え、災害の発生のおそれがある場合の対応、③巡視・点検、通行規制の措置、災害の発生のおそれがある場合の対応に加え、災害が発生した場合の対応）について、担当工区全ての管理施設（道路、砂防、河川、下水道等）を対象として業務遂行までの体制確保目標時間を含めて遂行可能な業務を具体的に記述して下さい。

※応募工区が現在締結中の協定と同一の場合で、前回提出した提案内容が変わらない場合、回答を省略することができます。その場合、対応策の記入欄に「評価継続」と記載してください。

※業務遂行レベルが向上している等により、改めて回答することも可能です。

対応策
位置図

5万分の1程度の地図に、①の場合は「巡視・点検」を行うルートを→で、②③においては①に加えて「想定被災箇所」の位置○（黒）及び「資材の保有場所」の位置△（黒）を記し、使用可能な機械、資材の投入状況を→で示し、活動拠点からの搬入経路等を記入してください。

様式第 2

① 「巡視・点検、通行規制、連絡・報告」 [配点 2 点]

- 担当する工区において、「巡視・点検の出動の基準に達した場合」、あるいは「県から出動の要請があった場合」、担当工区の巡視・点検を別紙ルートにて速やかに行う。
- 担当する工区における愛知県管理の公共土木施設に異常が認められた場合、通行規制等の措置を適切に行うとともに、県への状況報告・連絡を行う。



② 「災害が発生する恐れがある場合」の対策を実施 [配点 3 点]

- 水位の上昇した河川堤防に小型土のう積み工、シート張りを施工し、越水・破堤の危機を回避。
- 道路等の路肩崩壊等が発見された場合には、活動拠点から搬出する小型土のう積、保有するブルーシートにて更なる崩落を防止する。
などの施工を行う



③ 「災害が発生した場合」の対応を実施 [配点 3 点]

- 大型土のう積み工法
- 崩壊した道路の仮道開設
- 落橋した橋などによる河道閉塞解消
- 河川堤防が破堤した場合の応急復旧対応
- 土砂崩落等により通行不能になった場合の啓開

などの施工を行う

【作成例】

対応策

①の内容

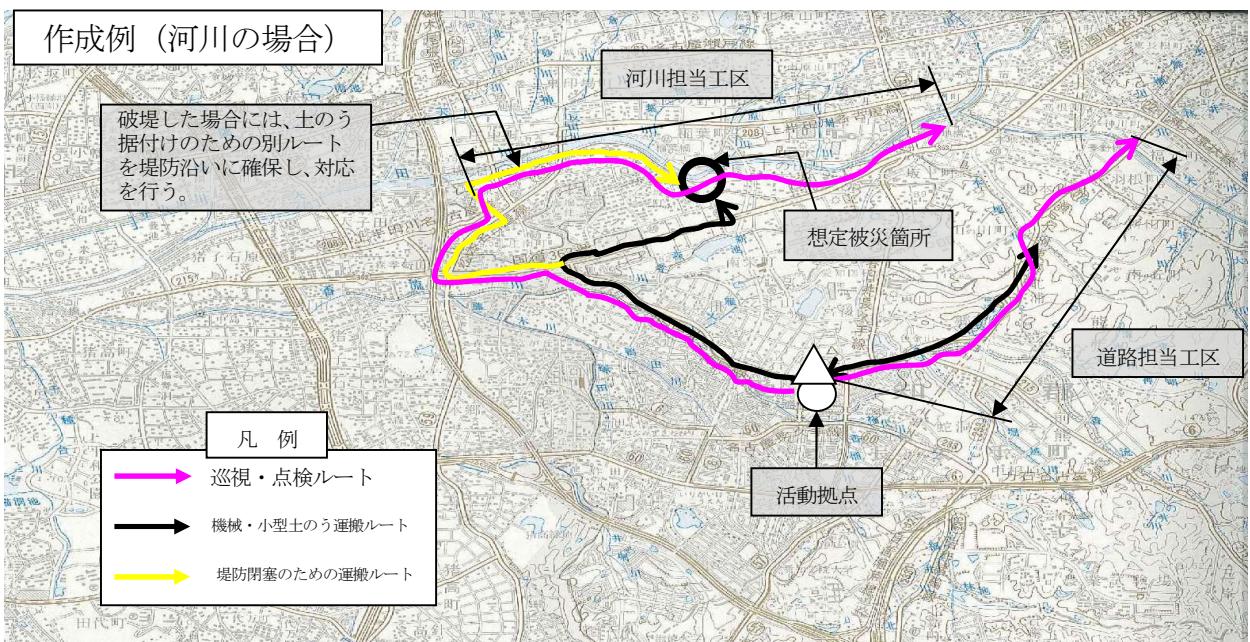
- 担当する工区において、「巡視・点検の出動の基準に達した場合」、あるいは「県から出動の要請があった場合」、〇〇分以内に体制を確保し、担当工区の巡視・点検を別紙ルートにて速やかに行う。
愛知県管理の公共土木施設に異常が認められた場合、通行規制等の措置を適切に行うとともに、県への状況報告・連絡を行う。

②の内容

- 〇〇川の「基準点水位」が危険水位を越え、さらに上昇する見込みである場合、水位上昇を防災情報で把握し、〇〇分以内に体制を確保する
- 危険水位を越えた場合には、県からの指示により、「活動拠点」において〇〇m³保有する土砂を以て、小型土のうを約〇〇個作成、保有するトレーラにて小型土のうを、重要水防箇所にも指定されている余裕高不足の堤防箇所へ運搬し応急対策を行う。
- 〇〇川の「基準点水位」が、危険水位を超えてさらに上昇し、破堤したことを見た場合、あるいは堤防が破堤した旨の連絡を受けた場合は、県の指示により、堤防へ敷設鉄板等を敷設し、大型土のうを以て破堤箇所閉塞を図る。

以上の施工が可能

位置図



5万分の1程度の地図に、①の場合は「巡視・点検」を行うルートを→で、②③においては、①に加えて「想定被災箇所」の位置○（黒）及び「資材の保有場所」の位置△（黒）を記し、使用可能な機械、資材投入状況、活動拠点からの搬入経路等を→で示し記入してください。

様式第2

5 事業所（活動拠点）の所在地〔配点25点〕

事業所名	所在地
位置	
＊事業所（活動拠点）とは、以下の条件を満たすことを基本とします。 <ul style="list-style-type: none">・事務処理や備蓄資材保管のための建物及び敷地であり、電気及び水道の設備を有すること。・土地の所有権が自社にあること。または、賃貸借契約を交わしていること。	
＊5万分の1程度の地図に事業所の位置を×（赤）で印してください。	
＊希望する工区内の道路と河川について、事業所に最も近い点を×（黒）で印してください。道路・河川がそれぞれ複数ある場合は、事業所に近い方を対象としてください。	
＊各対象施設に印した「×印と事業所までの直線距離」を測定してください。	
＊別添の「工区表」を参考の上、「距離一覧表」に記してください。	
＊記入単位はkmとし、小数点以下第1位まで記入（第2位四捨五入）してください。	
＊A4サイズで配置出来ない場合、各区間単位、複数枚による図面作成も可とします	
＊インターネットなどを利用した地図の作成も可能とし、距離算出根拠及び縮尺がわかるように記載する。	
<距離一覧表>	
対象施設	事業所との最短直線距離(km)
道路	
河川	

注1：主な事業所（活動拠点）を記入してください。

様式第2

【作成例】

5 事業所（活動拠点）の所在地 [配点25]

事業所名	所在地

位置

<距離一覧表>

対象施設	事業所との最短直線距離(km)
道路	x
河川	y

注1：主な活動拠点を記入してください。

6 危機管理姿勢 [配点15点](①~④及び⑩:各1点 ⑤~⑨:各2点)

留意事項

○貴社の危機管理姿勢について、貴社が作成しているマニュアル・BCP に記載のある下記項目で該当する□にレをつけて下さい。また、マニュアル・BCP の記載箇所の写し等を資料として添付してください。(⑤, ⑩については写真のみでも可)

なお、添付資料の右肩には下記項目の番号を記載してください。

(参考 : 建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けたガイドライン

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/bcp_nintei/index.html)

- ①地震等の災害が起こった際の対応組織や指示系統を定めている。(例:対策本部の設置、責任者を誰にするか等)
- ②自社の地域で懸念されている災害の一覧が整理されている。
- ③建物の災害危険度の概略が把握されている。(主な建物は S56 年以降に着工された建築物もしくはその後耐震改修工事を実施した建物であり現在の耐震基準をクリアしている。)
- ④機器、書棚、ロッカーなどの転倒防止対策状況の一覧が整理されている。
- ⑤災害時に必要なポータブル電源などの非常用電源を備えている。(UPS のみは不可)
(写真のみも可)
- ⑥災害時の安否確認訓練計画及び結果がある。
- ⑦災害時の拠点に参集する時間と人員を把握している。
- ⑧災害時の避難・誘導訓練の計画及び結果がある。
- ⑨固定電話や携帯電話の通常の情報通信手段のほかに通信手段を確保している。
a)衛星携帯電話、b)MC A無線、c)簡易無線、d)IP 無線、e)その他 ()
(該当するものに○を記入し写真添付)
- ⑩当面の業務に必要な食料、物資等を備蓄している。(写真のみも可)

6 危機管理姿勢 【配点15点】【作成例】 (①~④及び⑩:各1点 ⑤~⑨:各2点)

留意事項

○貴社の危機管理姿勢について、貴社が作成しているマニュアル・BCP に記載のある下記項目で該当する□に○をつけて下さい。また、マニュアル・BCP の記載箇所の写し等を資料として添付してください。(⑤, ⑩については写真のみでも可)

なお、添付資料の右肩には下記項目の番号を記載してください。

(参考 : 建設会社における災害時の事業継続力認定の申請に向けたガイドライン

https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/bcp_nintei/index.html)

① 地震等の災害が起こった際の対応組織や指示系統を定めている。(例: 対策本部の設置、責任者を誰にするか等)

② 自社の地域で懸念されている災害の一覧が整理されている。

③ 建物の災害危険度の概略が把握されている。(主な建物は S56 年以降に着工された建築物もしくはその後耐震改修工事を実施した建物であり現在の耐震基準をクリアしている。)

④ 機器、書棚、ロッカーなどの転倒防止対策状況の一覧が整理されている。

⑤ 災害時に必要なポータブル電源などの非常用電源を備えている。(UPS のみは不可) (写真のみも可)

⑥ 災害時の社員及び家族の安否確認訓練計画及び結果がある。

⑦ 災害時の拠点に参集する時間と人員を把握している。

⑧ 災害時の避難・誘導訓練の計画及び結果がある。

⑨ 固定電話や携帯電話の通常の情報通信手段のほかに通信手段を確保している。

a) 衛星携帯電話、b) MCA 無線、c) 簡易無線、d) IP 無線、e) その他 ()
(該当するものに○を記入し写真添付)

⑩ 当面の業務に必要な食料、物資等を備蓄している。 (写真のみも可)

7 これまでの貢献度 [配点20点]

貴社が下記に該当するかどうか。

該当する場合は、その旨記述するとともに、当該協定書等の写しを添付してください。

期	過去3期において、当事務所と防災安全協定の締結実績が何期あるか。
件	防災安全協定の依頼に対する活動（現場での実働）実績数。
件	自工区以外での活動（現場での実働）実績があるか。
件	愛知県との協定（包括協定含む）による防災訓練の実績があるか。

- ① 過去3期(9年間)(平成28年4月1日～令和6年11月30日)に当事務所と防災安全協定（防災協定、緊急維持修繕協定、道路雪氷協定）の締結実績が何期あるか。

(上限3期) [配点7点]

- ② 過去3年間（令和4年4月1日～令和6年11月30日）の当事務所からの防災安全協定（防災協定、緊急維持修繕協定、道路雪氷協定）の依頼に対する活動（現場での実働）実績数。

(上限4件) [配点8点]

- ① 過去3年間（令和4年4月1日～令和6年11月30日）に相互協力により自工区以外での活動実績が1件以上あるか。

[配点3点]

- ② 過去3年間（令和4年4月1日～令和6年11月30日）に愛知県豊田加茂建設事務所が実施する防災訓練（激甚災害時初動活動訓練）の参加実績が何件あるか。

(上限2件) [配点2点]

※協定期間に協定を解除した期については、実績から除外すること。

※①について、当該協定書の写しを添付のこと。

※②～④について、活動実績報告書の写しを添付のこと。

ただし、建設事務所・港務所において記録が残っている場合は提出不要とする。

様式第 2

愛知県建設部公共土木施設防災安全協定業者の選定に関する技術提案書チェックリスト

1 従業員及び専門スタッフの状況

- 従業員数は建設業従事職員数（入札参加者資格審査に届けた常勤職員数）以内の人数となっていますか
- 応募工区の活動拠点に配備可能な人数となっていますか
- オペレーター等有資格者の根拠書類の写しは添付されていますか

2 保有機械の状況

- 保有機械の車検証などの証明書類は添付されていますか
- 【リース契約の場合】リース契約書等は添付されていますか（なお、リース期間は1年以上を対象としています。下請け企業（協力企業）の所有、または他の元請け企業及び下請け企業との共有名義による保有、リースは認めません）
- 応募工区の活動拠点に配備可能な台数となっていますか

3 資材の保有状況

- 保有状況については、保存場所と状況が分かるような写真は添付されていますか
- 保存場所は「4 業務遂行レベルの位置図」に記載されていますか
- 【敷き鉄板のリースの場合】緊急時に継続使用できる状況となっていますか
- 応募工区の活動拠点に配備可能な数量となっていますか

4 業務遂行レベル

- 応募する工区全ての管理施設（道路、砂防、河川、下水道等）を対象として記載されていますか
- 資材の保存場所が記載されていますか
- 対応策は現場に対応したものになっていますか（作成例を参考にしてください）

5 事業所（活動拠点）の所在地

- 「距離一覧表」は記載してありますか

6 危機管理姿勢

- 添付する書類の右肩に項目の番号は記載されていますか
- 災害時の対応組織や指示系統を定めた組織表等は添付されていますか
- 自社の地域で懸念されている災害が整理された一覧表は添付されていますか
- 建物の災害危険度の概略を把握した資料は添付されていますか
- 機器、書棚、ロッカーなどの転倒防止対策状況の一覧及び写真は添付されていますか
- 災害時に必要な非常用電源を備えている写真は添付されていますか
- 災害時の安否確認訓練計画及び結果が確認できる書類は添付されていますか
- 災害時の拠点に参集する時間と人員を把握した一覧表は添付されていますか
- 災害時の避難・誘導訓練の計画及び結果が確認できる書類は添付されていますか
- 固定電話や携帯電話等以外の通信手段の写真は添付されていますか

様式第 2

当面の業務に必要な食料、物資等を備蓄している写真等が添付されていますか

7 過去の協定の有無

協定書等の写しは添付されていますか

過去の活動実績が確認できる書類は添付されていますか

過去の時工区以外の活動実績が確認できる書類は添付されていますか。

防災訓練の実績が確認できる書類は添付されていますか

8 その他

技術提案書の質問をメールで送る際の件名は【防災安全協定に関する質問_〇〇株式会社】となって
いますか。

応募に必要な書類は工区毎に作成されていますか。

様式第3（質問書）

令和 年 月 日

愛知県豊田加茂建設事務所長 殿

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名

技術提案書等に対する質問について

令和 年 月 日に募集のありました技術提案書等に関し、下記のとおり質問します。

記

1. 質問事項

2. 連絡先

- ①担当者氏名
- ②部・課名
- ③電話番号
- ④ファクシミリ
- ⑤E-mail

(注) 1：用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

2：質問事項が複数の場合は、事項毎に番号を付けるものとする。

様式第4（特定通知書）

第 号
年月日

様

愛知県豊田加茂建設事務所長
技術提案書の審査結果について（通知）

令和 年 月 日付けて貴社から提出のあった愛知県公共土木施設防災安全協定に係る技術提案書について、下記のとおり、最適な技術提案書として特定しましたので通知します。

なお、協定につきましては3月下旬に締結を依頼する予定です。

記

1 工区番号：△△

2 評価結果

技術提案書の評価は、下記方法により算定しました。

評価項目	評価方法
I 業務遂行能力の評価	・応募のあった業者の相対評価による。 ・業務遂行レベルは指名審査会にて評価した。
II 地域性の評価	・活動拠点との距離で評価した。
III 危機管理姿勢の評価	・危機管理姿勢の項目ごとに評価した。
IV これまでの貢献度	・防災安全協定等実績の有無により評価した。

上記評価方法で算定した貴社の評価点は、以下のとおりです。

評価項目	配点	貴社
I 業務遂行能力の評価	40	
II 地域性の評価	25	
III 危機管理姿勢の評価	15	
IV これまでの貢献度	20	
	100	

担当 総務課 経理グループ
電話 0565-35-9313

様式第5（非特定通知書）

第 号

年 月 日

様

愛知県豊田加茂建設事務所長

技術提案書の非特定について（通知）

令和 年 月 日付で貴社から提出のあった愛知県公共土木施設防災安全協定に係る技術提案書は、下記のとおり、非特定となったので通知します。

なお、非特定とした理由に不服がある場合は、その理由について説明を求めることができます。この説明を求める場合は、令和 年 月 日（）までに、豊田加茂建設事務所経理グループにその旨を記載した書面（様式第6）を提出してください。

記

1 工区番号：△△

2 理由の説明

技術提案書の評価は、下記方法により算定しました。

評価項目	評価方法
I 業務遂行能力の評価	・応募のあった業者の相対評価による。 ・業務遂行レベルは指名審査会にて評価した。
II 地域性の評価	・活動拠点との距離で評価した。
III 危機管理姿勢の評価	・危機管理姿勢の項目ごとに評価した。
IV これまでの貢献度	・防災安全協定等実績の有無により評価した。

上記評価方法で算定した特定者と貴社の評価点は、以下のとおりです。

評価項目	配点	特定者	貴社
I 業務遂行能力の評価	40		
II 地域性の評価	25		
III 危機管理姿勢の評価	15		
IV これまでの貢献度	20		
	100		

担当 総務課 経理グループ

電話 0565-35-9313

様式第6

令和 年 月 日

愛知県豊田加茂建設事務所長 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

技術提案書の非特定理由について

愛知県公共土木施設防災安全協定に係る技術提案書の非特定について、令和 年 月 日
付 第号で通知されましたが、その理由についての説明を求めます。

様式第 7

第 号

令和 年 月 日

様

愛知県豊田加茂建設事務所長

技術提案書の非特定理由について（回答）

令和 年 月 日付で説明を求められた愛知県公共土木施設防災安全協定に係る技術提案書の非特定理由は、次のとおりです。

記

1 工区番号：△△

2 理由の説明

担当 総務課 経理グループ

電話 0565-35-9313

様式第8（特定の取り消し）

第 号
令和 年 月 日
様

愛知県豊田加茂建設事務所長

技術提案書の特定の取り消しについて（通知）

令和 年 月 日付〇〇号で技術提案書の特定について通知しましたが、下記理由により特定を取り消しますので通知します。

記

1 工区番号：△△

2 理由の説明

担当 総務課 経理グループ
電話 0565-35-9313